

水広わかば保育園の消防計画

水広わかば保育園消防計画（防火管理規程）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、水広わかば保育園における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、水広わかば保育園に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（予防管理組織）

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 園長 太田 玲子			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名
1階	給食主任	事務室	園長
		0才組	0才主任
		1才組	1才主任
		厨房	給食主任
2階	幼児組主任	2才組	2才主任
		3才組	3才担任
		4才組	4才担任
		5才組	5才担任

（建物等の自主検査）

第4条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象	実施月日	検査対象	実施月日
建築物 通路・階段等	1日2回	火気使用設備	毎日終業時
防火区画	1日1回		
消防用設備等	1日1回		

- 2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。
- 3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、理事長 近藤寛 に報告し、改修を図らなければならない。

（職員等の遵守事項）

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなけれ

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

自衛消防隊長 (防火管理者)	通報連絡班
	班長（1歳児主任）一班員（0才児担任）
	消火班
自衛消防隊長 (防火管理者)	班長（給食主任）一班員（調理員）
	避難誘導班
自衛消防隊長 (防火管理者)	班長（幼児組主任）一班員（2才児担任） (0才児担任)
	任務分担
通報連絡班	119番で消防機関へ通報する。 園（校）内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消火班	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。

* 必要に応じ応急救護班、安全防護班を組織する。

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	数量	備蓄場所
飲料水（1人1日あたり3リットル）	188ℓ	給食室
非常用食料（缶詰、乾パン等）	180食	
応急手当セット（三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等）	1セット	
懐中電灯、乾電池	2個以上	職員室
携帯用ラジオ	2個以上	

※ 備蓄品内飲料水及び非常食にあっては、帰宅困難等により園（校）内に滞留が予想される職員数及び園児（生徒）数等を満たす数量を確保する。

よる転倒防止等必要な指示を行う。

- (ウ) 園児(生徒) 等を広域避難所(鳴海東部小学校)まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。
- (エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの措置)

第9条 東海地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。
- 3 職員及び園児(生徒) 等に対し、放送設備により東海地震注意情報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し、帰宅を促すものとする。
- 4 東海地震注意情報発表時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき職員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第10条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

- (1) 授業をはじめとする教育活動を打ち切る。
- (2) 幼稚園、養護学校の幼児、児童、生徒は、保護者への引渡しを原則とする。ただし、引渡しまでの間は、学校、幼稚園で保護する。
- (3) 小、中学校の児童、生徒は、あらかじめ保護者との間で決められた集団下校等の方法で帰宅させる。
- (4) 高等学校の生徒は、あらかじめ決められた安全な方法で帰宅させる。
- (5) 警戒宣言発令中は、学校等は休園(校)する。
- 2 自衛消防隊は、次の活動を行う。
- (1) 情報収集・伝達
- 通報連絡班は、次のことを行う。
- ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- イ 職員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。
- (2) 応急対策
- 消火班は、次のことを行う。
- ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。
- イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。
- ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。
- エ 非常持出品の準備を行う。
- (3) 安全誘導
- 避難誘導班は、次のことを行う。

- (2) 防火指導の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防訓練実施の連絡
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は令和2年 4月 1 日から施行する。